

(一社)群馬県作業療法士会  
謝 金 規 定

(趣旨)

第1条 この規定は、当法人が行う事業の講師等に対し、謝礼金の支払を定めるものとする。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金及び原稿料等とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、当法人が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実技指導とする。

(原稿執筆謝金等)

第4条 原稿執筆謝金及び取材協力謝金は、当法人が発行する出版物の原稿等に対して支払う。

(謝金の額)

第5条 謝金の基準額は別表1に掲げる。

(1) 学会における特別講演等については学会長の判断によるものとする。

(2) 原稿執筆謝金については別表2に掲げる。

(3) 取材協力謝金については別表2に掲げる。

(謝金の支払い方法)

第6条 謝金は講師及び著者、取材協力者本人に対して、現金支給にて行う。

(講師等に対する交通費及び宿泊費)

第7条 講師等への交通費及び宿泊料の支給額については、別表3に掲げる規定に従い本人へ支払うものとする

(1) 学会における交通費及び宿泊料支給額については学会長の判断によるものとする。

(源泉徴収)

第8条 謝金及び謝金対象者に支給する交通費及び宿泊費は、法令に定めるところに従って源泉徴収を行った上で、支給対象者に支払う。

(規定の変更)

第7条 この規定は、理事会の議決により変更できる

附 則

1. この規定は平成30年4月1日より施行する。

講師謝金支払い基準

別表 1

払対象区分		1時間当たり支払額（税抜き）		
		講演・講義	実習指導 実技指導	
講師 基準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	13,000円	7,800円
	B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)、専門作業療法士、認定作業療法士	11,500円	6,900円
	C	大学助教、短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者、作業療法士等(a)	10,000円	6,000円
	D	大学助手、短大助教・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士等(b)	9,000円	5,400円
助 手		実習・実技の助手に対する謝礼は日給8,000円とし、時間に応じて支払う。		
<p>(注)</p> <p>1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。</p> <p>2. (a)は資格取得後15年以上の者、(b)はそれ以外の者とする。</p> <p>3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。</p> <p>4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。</p> <p>5. 講師の職種及び職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。</p> <p>6. 会員については、講義基準の該当区分支払額の7割相当額とする。</p>				

原稿料等支払い基準

別表 2

項 目		謝 金 額（税抜き）	
		他職種	会員
原稿執筆謝金	400字あたり	1,500円	750円
取材協力謝金	1時間あたり	8,000円	4,000円

講師等の交通費及び宿泊料

別表 3

項 目	支 給 額
鉄道運賃	実 費
船賃	実 費
航空賃	実 費
路線バス	実 費
自家用車	実 費 1) 10 キロ未満：一回 500 円（会員の場合は 1 回 400 円） 2) 10 キロ以上：キロ 20 円（会員の場合キロ 10 円）
有料道路通行料	実 費
タクシー	実 費
宿泊料	1 泊 あたり 10,000 円